

# 消防局監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

### 2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

### 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

### (1) 指摘事項

#### ア 予算の執行に関する事務

職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められているが、臨時職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったため、今後は職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

#### イ 支出に関する事務

(ア) 消防団員の年額報酬は、消防団条例施行規則第7条第1項の規定により、「3月及び9月の2期にそれぞれ6月分(当月分を含む。)を支給する。」とされているため、平成30年4月分から9月分までの消防団員年額報酬(一般団員分)は、同年9月中に支給する必要があるが、同年11月に支出手続が行われており、支給時期が遅延していたため、今後は同規則の規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(イ) 「災害等出場報告書」は「出場等の日から10日以内に提出しなければならない。」と消防団条例施行規則第6条第2項に定められているが、10日を超過しているものがあつた。また、同報告書は消防団条例施行規則により様式が定められており、名称は「災害等出場報告書」であるが、「災害等出場者報告書」となっているものがあつたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(ウ) 予算決算及び会計規則では、資金前渡の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、第51回神奈川県消防操法大会出場消防団運営交付金の資金前渡の精算について、精算命令書の作成が遅延していた(用務終了日平成30年7月25日、精算手続日平成31年4月18日)ため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(エ) 平成30年4月分の臨時職員の賃金の支給において、勤務時間の端数の換算誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

ウ 財産管理に関する事務

(ア) 公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳評価額改定通知書による評価額改定(変更)の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(イ) 消防局庁舎における電気の配線や配管を通す場所(EPS)は、区分所有者との共用部分であるが、消防局所有の物品が保管されていたため、適切な庁舎管理に改められたい。

(総務課)

(ウ) 備品の管理において、消防団が使用していた消防自動車2台及び消防ポンプ自動車1台について、車両の更新に伴い廃車されていたが、除却手続きを行っていなかったため、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

(総務課)

(エ) はがきの管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。

(総務課)

(オ) 郵便切手の管理において、物品会計規則に規定された物品受払簿とは異なる所属長確認印のない受払簿で管理を行っていたため、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。

(三浦消防署)

(2) 意見

総務課で保有する2台の金庫のうち1台の金庫には何も格納されておらず、遊休状態となっていた。当該金庫は、平成14年消防局庁舎建設時に総務課事務室内に設置したキャビネットに収納して一体的に使用するビルトインタイプのものであり、キャビネットから取り外して他部署等で活用することは考えにくいことから、もう1台の金庫の利用状況も考慮の上、所管課において当該金庫の有効的な活用方法を検討されたい。

(総務課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
中央消防署講堂 空調設備工事 (総務課)	20,664,808円	平成30年10月16日	平成30年10月16日 ～ 平成31年2月4日